

平成18年第1回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

- 議事日程〔第3号〕**
3月20日(月曜日)午前10時 開会
 開議宣告
- 日程第1** 第1号議案から第53号議案まで
 及び第1号報告について委員長報告
 (質疑・討論・表決)
- 日程第2** 議案第1号上程
 (提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3** 意見書案第1号及び意見書案第2号上程
 (提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 追加日程第1** 議長辞職の件
追加日程第2 議長選挙
追加日程第3 副議長辞職の件
追加日程第4 副議長選挙

- 23番 進藤 国臣
 24番 近藤 今朝則
 25番 井上 優
 26番 菅 健雄
 28番 近藤 準三郎
 29番 後藤 等
 30番 相部 法生
 31番 酒井 貞生
 32番 堂園 慶吾
 34番 南 裕利雄
 35番 徳永 浄
 36番 益戸 政吉
 37番 野上 一郎
 38番 井ノ口 政之
 39番 木村 修一
 40番 大石 忠昭
 41番 岩本 武
 42番 瀬口 孫次

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(39名)

- 1番 成重 博文
 2番 安達 隆
 3番 尾上 真一
 5番 岡部 心介
 6番 山田 秀夫
 7番 松本 博彰
 8番 中山田 健晴
 9番 河野 徳久
 10番 明石 光子
 11番 村上 和人
 12番 吉高 彰生
 13番 安長 袈裟雄
 14番 小野 國廣
 15番 鴛海 政幸
 16番 近藤 安夫
 17番 後藤 龍太郎
 18番 安東 正洋
 19番 北崎 安行
 20番 川原 直記
 21番 河野 正春
 22番 山本 博文

欠席議員(2名)

- 4番 野田 大二
 33番 成重 昌臣

職務のため議場に出席した事務局職員の

職氏名

- 事務局 長 佐藤 良雄
 議事係 長 橋本 英一
 書記 清水 栄二
 書記 近藤 浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

- 市長 永松 博文
 助役 都甲 昌叡
 総務課 長 鴛海 豊
 プロジェクト推進課 長 青野 素久
 企画財政課 長 桑原 茂彦
 税務課 長 河野 清一
 保険年金課 長 脇谷 道男
 農地整備課 長 安部 多喜男
 建設課 長 奥田 秀穂
 会計課 長 南松 よおこ
 水道課 長 山田 俊則
 地域総務一課 長 尾形 雄治

3月20日

地域総務二課長	福 光 博 文
消防本部総務課長	森 本 修 司
総務・法規係長	安 東 良 介
秘書係長心得	小 野 政 文
教育庁	
教 育 長	都 甲 桂 一
総 務 課 長	吉 原 安 彦

○議長（近藤準三郎君） これより本日の会議を開きます。

○議長（近藤準三郎君） 初めに3月9日、本会議中の議員の発言について申し上げます。

一般質問での大石議員の発言については、後刻記録を調査の上、必要により、措置いたします。

日程第1、第1号議案から第53号議案まで、及び第1号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長川原直記君。

○総務委員長（川原直記君） おはようございます。総務委員会の報告をいたします。

去る3月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案15件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第11号議案、平成17年度一般会計補正予算（第6号）の内、本委員会に付託された部分ですが、まず、歳入については、歳出各款にわたる事務事業の確定等に伴う財源措置であります。

財源としては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び地方債などであり、15億9,250万円の増額補正であります。

次に歳出の主なものは、職員退職手当、財政調整基金などの積立金及び繰上償還等に伴う公債費であります。

次に繰越明許費の設定については、豊後高田市総合計画策定事業の計画の策定が年度内には困難であるため繰越措置するものです。

次に地方債の補正については、公共土木施設補助災害復旧事業債の追加及び林道整備事業債、道路新設改良舗装事業債等について所要の変更を行うものです。

以上審査の結果、第11号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合規約の変更については、障害者自立支援法に規定する審査判定業務に関する市の事務を、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合で共同処理するため、同組合規約を変更することについて、関

係地方公共団体と協議するものです。

第19号議案、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減については、市町村の合併に伴う数の減少について、関係地方公共団体と協議するものです。

第20号議案、大分県交通災害共済組合規約の変更については、同組合規約を変更するにあたり関係地方公共団体と協議するものです。

第21号議案、公の施設の指定管理者の指定については、指定管理者制度の導入に伴い、豊後高田市スプランド真玉の指定管理者を指定するものです。

第33号議案、豊後高田市市の木及び市の花選定委員会条例の制定については、豊後高田市にふさわしい市の木及び市の花を制定するにあたり、その選定に関して調査審議するため、市の木及び市の花選定委員会を設置するものです。

第34号議案、豊後高田市国民保護対策本部及び豊後高田市緊急処理事態対策本部条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第35号議案、豊後高田市国民保護協議会条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第36号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正については、行政改革の一環として行政組織の見直しを行い、所要の規定の整備を行うものです。

第37号議案、豊後高田市常勤特別職の職員及び豊後高田市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定については、市の財政状況を勘案し、財政健全化のための行政改革の取組の一環として、常勤特別職である市長及び助役並びに教育長の給料の一部を辞退するよう所要の規定の整備を行うものです。

第38号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、一般職の給与の改定に係る所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第39号議案、豊後高田市職員の給料の特例に関する条例の制定については、市の財政状況を勘案し、財政健全化のための行政改革の取組の一環として、一般職員の給料の一部を減額するよう所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第40号議案、豊後高田市職員の特殊勤務手当

に関する条例の一部改正については、行政改革の一環として行う真寿苑の廃止に伴う職員の特殊勤務手当を廃止し、所要の規定の整備を行うものです。

第41号議案、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国民保護協議会及び市の木及び市の花選定委員会の設置に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第42号議案、豊後高田市基金条例の一部改正については、福永福祉基金の創設及び真寿苑の民営化による介護保険サービス事業の廃止に伴う介護保険サービス事業基金を廃止するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第34号議案、第35号議案、第38号議案及び第39号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案から第21号議案まで、第33号議案、第36号議案、第37号議案及び第40号議案から第42号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、大分県交通災害共済組合規約の変更については、別府市の加入に伴う、大分県交通災害共済組合規約の変更について同組合を組織する地方公共団体で協議するため、専決処分をしたものです。

審査の結果、第1号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長（進藤国臣君） おはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る3月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案17件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第11号議案、平成17年度一般会計補正予算（第6号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。

その主なものとしては、

2款総務費1項総務管理費。

これは、国・県支出金の過年度精算に伴う償還金です。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費。

これは、合併により字の変更を行ったことに伴う本籍地等の変更通知業務に係る財源更正です。財源は、国の合併推進体制整備費補助金を充当します。

3款民生費1項社会福祉費。

これは、国民健康保険特別会計繰出金の増額及び介護保険特別会計繰出金の増額です。

その他社会福祉費については、事務事業について、事業費等の変更に伴う減額補正を行っております。

3款3項生活保護費。

これは、新しい保護関連の電算システムの導入に伴う委託料で、100パーセントの補助です。

また、生活保護扶助費については、保護世帯の減に伴う減額補正です。

4款衛生費2項清掃費。

これは、事務事業について、事業費等の変更に伴う減額補正を行っており、決算見込み等に基づいて行われたものです。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費。

これは、事務事業について、事業費等の変更に伴う減額補正を行っており、入札等により不要額が生じたためです。

10款教育費5項5目遺跡発掘調査事業費。

これは、ほ場整備事業に伴う遺跡発掘調査の必要がなくなったため減額補正するものです。

10款教育費6項保健体育費。

これは、学校給食施設整備事業委託料の内、実施設計が次年度へ変更となったため減額補正するものです。

以上審査の結果、第11号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号議案、平成18年度国民健康保険特別会計予算については、29億6,031万4,000円を計上しています。

その主なものは、被保険者に係る療養給付費、高額療養費、老人保健医療費拠出金及び介護納付金で、新年度は新たに、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の推進を図るため、生活習慣病予備群を対象にした個別健康支援プログラムによる国保ヘルスアップ事業を導入し、医療費の適正化に努めるものです。

第3号議案、平成18年度老人保健特別会計予算については、38億9,159万4,000円を計上しています。

その主なものは、医療給付費です。

第4号議案、平成18年度介護保険特別会計予算については、23億9,319万7,000円を計上しています。

その主なものは、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス給付費です。

なお、平成17年度は、介護保険制度がスタートしてから5年目に当たり、安定的な介護サービスの提供に向け、市町村事業計画の見直しを含めた制度全般の見直しが行われ、新年度から保険料の改定を行うとともに、地域包括支援センターの

3月20日

創設など予防重視型システムへの転換を図っているところ。

第12号議案は、平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、一般被保険者に係る療養給付が当初計画をやや上回る見込みとなったため、一般被保険者療養給付費不足分を計上するものです。その財源は、療養給付費等国庫負担金、国・県からの財政調整交付金及び一般会計繰入金で措置されます。

第13号議案、平成17年度介護保険特別会計補正予算(第2号)は、居宅サービスに係る給付費が減少する一方、施設サービスに係る給付費が増加する見込みとなったため、その調整と保険給付費の不足分を計上するものです。その財源は、国庫補助負担金、支払基金交付金及び一般会計繰入金などで措置されます。

第22号議案から第25号議案までの、公の施設の指定管理者の指定については、指定管理者制度の導入に伴い、豊後高田市老人介護支援センター、豊後高田市生活支援ハウス、豊後高田市立デイサービスセンター周防苑及び豊後高田市高田体育センター、それぞれの施設の指定管理者を指定するものです。

第43号議案、豊後高田市ミニコンサートホール条例の制定については、ミニコンサートホールの設置に関し、必要な事項を定めるものです。

第44号議案、豊後高田市環境美化に関する条例の制定については、市、市民、事業者が一体となって、環境美化や快適な生活環境の保全等の活動を展開することにより、清潔で美しいまちづくりを推進するために必要な事項を定めるものです。

第45号議案、豊後高田市母子家庭医療費助成条例の一部改正については、大分県母子家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第46号議案、豊後高田市生活支援ハウス条例の一部改正について及び第47号議案、豊後高田市立デイサービスセンター条例の一部改正については、指定管理者制度の導入に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第48号議案、豊後高田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正については、大分県重度心身障害者医療費給付事業費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第2号議案から第4号議案まで、第12号議案、第13号議案、第22号議案から第25号議案まで、及び第43号議案から第48号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、介護保険事業計画の見直しによ

る介護保険料率の改定に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

以上、第49号議案については、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(近藤準三郎君) 産業建設委員長鴛海政幸君。

○産業建設委員長(鴛海政幸君) 皆さんおはようございます。産業建設委員長の報告をさせていただきます。

去る3月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案22件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第11号議案、平成17年度一般会計補正予算(第6号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正及び繰越明許費の設定です。

歳出の主なものとしては、6款農林水産業費1項農業費。

これは、事務事業について、事業費等の変更に伴う減額補正を行っており、決算見込み等に基づいて行われたものです。

6款農林水産業費2項林業費。

これは、香々地地区のふるさと林道の廃止に伴う減額補正が主なものです。

6款農林水産業費3項水産業費。

これは、香々地地区及び真玉地区で実施している並型魚礁設置工事の事業費の減に基づく減額補正です。

6款農林水産業費4項農地費。

これは、県から委託を受けている県営ほ場整備事業における換地業務の中の換地面積並びに相続登記の件数の減等による減額補正です。

7款商工費。

これは、財源更正を行っています。

8款土木費5項都市計画費。

これは、公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

8款土木費2項道路橋りょう費。

これは、地方道路整備臨時交付金事業に係る2路線の事業費の内示額の減額及び事業種別の変更に伴う減額補正です。

8款土木費6項住宅費。

1目住宅管理費については、財源更正を行っております。

2目住宅建設費については、事業内容の変更に伴う減額補正です。

次に繰越明許費の設定については、市道4路線の改良事業に係る事業の完成が年度内には困難であるため繰越措置するものです。

以上審査の結果、第11号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号議案、平成18年度簡易水道事業特別会計予算については、3,206万2,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る地方債償還金で、田染、真玉及び香々地区の各施設に要する経費です。

第6号議案、平成18年度公共下水道事業特別会計予算については、11億1,354万4,000円を計上しています。

これは都市計画地域で実施する公共下水道事業で、その主なものは、新地汚水幹線や高田分区の管渠整備などに要する経費です。

第7号議案、平成18年度特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、7億6,498万5,000円を計上しています。これは都市計画地域以外で実施する公共下水道事業で、その主なものは、市が事業主体である管渠整備事業費及び県代行事業である終末処理場整備事業費負担金です。

なお、受益者数は約1,600人で、新年度中には一部供用開始の予定です。

第8号議案、平成18年度農業集落排水事業特別会計予算については、4,267万9,000円を計上しています。

これは白野地区で実施している下水道事業で、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る地方債償還金です。

第9号議案、平成18年度漁業集落排水事業特別会計予算については、1,872万円を計上しています。

これは松津地区で実施している下水道事業で、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る地方債償還金です。

第10号議案、平成18年度水道事業会計予算については、前年度の実績から、給水戸数4,750戸、年間総給水量146万立方メートルを予定しています。

主な建設改良工事としては、配水設備拡張工事に1,105万円、配水設備改良工事に3,335万円を予定しています。

収益的収支では、事業収益2億769万6,000円を見込み、事業費用では、1億9,848万6,000円を予定し、差引921万円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では、収入総額2,246万6,000円に対し、支出総額9,761万9,000円を予定し、差引7,515万3,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額270万

1,000円、過年度損益勘定留保資金7,245万2,000円で補てんしております。

第14号議案、平成17年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、公共下水道整備基金積立金の財源である県補助金及び下水道高資本費対策借換債などの減額に伴うものです。

第15号議案、平成17年度特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、特定環境保全公共下水道整備基金積立金の財源である県補助金の減額に伴うものです。

第16号議案、市道路線の廃止について及び第17号議案、市道路線の認定については、市道路線を整備したいので、廃止と認定について、それぞれ議決を求めるものです。

第26号議案から第32号議案までの、公の施設の指定管理者の指定については、指定管理者制度の導入に伴い、豊後高田市ヴィラ・フロresta、豊後高田市営駐車場(中央商店街駐車場)、豊後高田市勤労青少年ホーム、豊後高田市並石ダムグリーンランド、豊後高田市長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里、豊後高田市夷谷温泉及び豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場について、それぞれ、施設の指定管理者を指定するものです。

第50号議案、豊後高田市立地企業従業員用住宅条例の制定については、本市の定住促進を図るため設置する立地企業従業員用住宅について必要な事項を定めるものです。

第51号議案、豊後高田市農業基盤整備事業評価・換地委員会条例の一部改正については、市営両田地区ほ場整備事業の施行に伴い、同地区に農業基盤整備事業評価・換地委員会を設置したいので、所要の規定の整備を行うものです。

第52号議案、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正については、施設利用者の利便の向上を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

第53号議案、豊後高田市都市公園条例の一部改正については、行政財産に対する使用料の額の統一を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第5号議案から第10号議案まで、第14号議案から第17号議案まで、第26号議案から第32号議案まで及び第50号議案から第53号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(近藤準三郎君) 予算審査特別委員長益戸政吉君。

○予算審査特別委員長(益戸政吉君) おはようございます。予算審査特別委員長報告を申し上げます。

3月20日

去る3月13日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案一件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案「平成18年度豊後高田市一般会計予算」は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。社会文教委員長に何点かお尋ねしたいと思います。

最初が、45号議案の母子家庭医療費助成条例についてですが、先程の報告では、県要綱に従って、異議なく可決されたということなんですけれども、これは一般質問でも指摘しましたように、県要綱改定に伴いまして、そのまま言うなりに条例化しますと、入院時の食事療養費が助成から外されて、すべて母子家庭の負担になるように改悪されるんですけれども、そのことについて、母子家庭が負担増になるので困るというような、この条例に反対するような意見は全く出なかったのか。その審議の内容についてもう少しお尋ねしたいと思います。

次が49号議案、これは重度心身障がい者に対する医療の支給の条例なんですけれども、これも同じように、県が突然にして新年度から重度障がい者についても入院時の医療費、食事療養費をですね、助成対象から外して、もうすべて患者負担にしようという改悪なんですけれども、これに対しても、審議の中ではそれでは、重度心身障がい者の新たな負担になるので困るというようなですね、反対の立場からの質疑や意見は全くなかったというのか、説明していただきたいと思います。

もう1件は49号議案についてですが、今が48号、今度は49号、48ち言ったかな、48が重度心身障がい者やね、49号が介護保険ですね。もし間違っておれば訂正してください。

49号は、介護保険条例の一部改定案なんですけれども、これについては、反対の討論がありましたという説明がありました。それでは、この改定では旧真玉、旧香々地については、10%台の値上げになるんですけれども、旧豊後高田が一番ひどいわけなんですけれども、30%の値上げになります。また、非課税世帯から課税世帯に変わった

ところは、2倍以上の値上げになるわけで、これ大変な問題なんですけれども、反対の意見、討論があったということですが、それでは、これでよいんだと、これを容認する形で賛成の立場からの質疑や意見や討論はなかったということなのかどうか、その審議の内容についてもう少し説明していただきたいと思います。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長（進藤国臣君） 大石議員には、毎回、社会文教委員会に大変ご興味いただいてありがとうございます。

45号議案については、食費等が上がるということですが、特に説明を受けて、やむを得ないということで、問題、原案のとおり可決しました。

それから48号議案ですが、これも説明をいろいろ受けましたけども、やむを得ないということで、原案のとおり全員一致で可決をしました。

49号議案については、いろいろある議員から討論がありました。介護保険料がちょっと上がるわけなんですけども、これは逆進性があるんじゃないか、段階区分をもっと多くしたらいいんじゃないかと。よそでは9段階ぐらいになってるところもあるということで、低所得者の負担が多いんじゃないかというような意見で審議がございましたが、採決の結果、異状なく賛成多数で可決をいたしました。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） ほかに質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） もう一度お尋ねしますが、45と48号議案については、やむを得ないということで可決したという説明だったんですけども、私がお尋ねしたのは、やむを得ないかどうかということではなくて、その負担増に対しては困るという意見はなかったかと。なかったらなかったというのが答弁だと思うんですけどね、その辺を説明してください。

逆に言えばそういうことになるんですけれどもね、正確に答えてもらいたい。

それから49号議案については、いま9段階のところもあるし、段階増やすことによってという意見があったということなんで、私はそこを聞いてるんじゃないかと、賛成の立場からの質疑や意見や討論はなかったんですかということを知りたいんです。それ、ないならないというのが回答だと思うんですけど、どうでしょうか。それはないんですよ。全然ね。

○議長（近藤準三郎君） 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長（進藤国臣君） 45号議案と

48号議案については、大石議員の言われるような意見はありませんでした。

49号議案についても、賛成というような意見もなく、まあ、ある議員がいろいろ危惧されたということで、了承をされました。以上であります。

○40番（大石忠昭君） はい終わります。

○議長（近藤準三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤準三郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 私は第1号、2、4、34、35、38、39、45、48、49号議案について反対討論を行います。

最初に、一般会計予算についてですが、市民の安全、健康及び福祉を保持するという地方自治の精神が活かされた予算は、当然賛成であります。それに反するいくつかの予算の内容について反対でありますので、討論をいたします。

市民は、制度の改悪で介護保険料や利用料の負担増、障害者自立支援法の施行に伴い、新たな負担、これに追い討ちをかけるような今の政府の年金負担増と切り下げの攻撃、さらには、大増税攻勢で生活はひどくなるばかりであります。

市長は、介護保険や障がい者自立支援の負担軽減対策など、市独自の施策はなんら予算に組み込まれておらず、逆に県の制度見直しをすんなりと容認をして、先程も指摘しましたように、母子家庭や重度心身障がい者の医療費の新たな負担などの予算となっていますが、これらの市民の負担増になる予算については反対であります。

また、ごみ有料化に伴う指定ごみ袋の予算や差別解消に逆行する同和運動団体に対する補助金、部落解放同盟発行の機関紙の公費購入など同和関連予算、さらには、国民保護法に基づく予算が計上されていますし、県工事負担金などの予算は反対であります。

次は、国保特別会計予算についてであります。旧香々地、旧真玉町に比較して、旧豊後高田は、国民健康保険税が高く、多くの市民から、収入に比べて国保税が高過ぎる。何とか引き下げできないのかと切実な声が寄せられています。市民の収入は増加しない世帯でも、政府の税制改悪に伴い、課税所得が上乘せされるために国保税が高くなり、国保税は昨年度比で約2,000万円の増収予算となっており、反対であります。

予防事業を推進をし、医療費抑制に取り組むとともに、国庫負担の引き上げなど関係機関に働きかけ、国保税の引き下げに努力をされ、収入激減世帯に対する市独自の減免制度の充実などを要求

し、反対討論といたします。

次は、介護保険特別会計予算と、介護保険条例についてであります。今回の介護保険料の値上げ議案と、それに伴う予算案は、国の介護保険の改悪と連動したものであると同時に、給付費の増大などによるものであります。特に、旧豊後高田市分は基準額で30%の大幅値上げとなります。この条例が施行されますと、これまで非課税世帯だった2段階の方が、新たに2つに区分され、所得の特別少ない方については、この方だけは若干値下げになりますが、逆に多くの市民は、税制改悪で非課税から課税世帯に変わったために、2段階が新4段階や5段階に、これまで3段階が新5段階に該当するようになり、30%の値上げと同時に、上のランクに変更されて保険料が徴収されます。その方については、激変緩和措置が取られていますが、たとえて2段階から5段階に変わった方は、これまでの2.2倍の値上げになります。介護保険料は市民の所得に比べて高過ぎます。

今回の介護保険料の大幅値上げ案は、市民生活や地域経済への大きな打撃となるものでありますので、わが党は、国庫負担の増額を求めるとともに、一般財源からの繰り入れとサービスの低下にならないような給付の適正化、介護予防の徹底などで節約に努め、値上げ額を見直すべきだと考え、2つの議案に反対いたします。

次は、第34、35議案についてです。この2つの議案は、政府の有事法制、国民保護法に基づき、政府言いなりの国民保護対策本部などを置く条例と、国民保護協議会を設置する条例制定案であります。

国民保護法の大元、武力攻撃事態法とは2003年6月に、自民、公明、民主の賛成で強行可決されましたが、これは、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという、極めて危険な内容になっています。国民保護法の本筋の狙いは、国民の保護にあるのではなく、アメリカの先制攻撃戦略に日本を組み入れ、アメリカと一体となって戦争攻撃を遂行するため、国民と自治体を動員するものであります。小泉内閣は、全国の市町村にまで国民保護対策本部などを設置させ、自衛隊幹部も参加させる国民保護協議会の設置と、国民保護計画の策定を迫っています。こうした国民保護計画が作成されれば、米軍と自衛隊の軍事作戦の必要性に応じて国民の自由と権利の制限が拡大されることは、目に見えています。

国民保護計画は災害救助における住民避難計画のようなものと思われがちですが、地方自治体に課せられているのは、米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員する計画作りが中心になるのではないかと危惧されます。

以上の理由で、アメリカの戦争に地方自治体や

3月20日

国民を強制的に動員させるための体制作りの条例制定に反対いたします。

次は38、39号議案、職員の給料などに関する条例についてであります。

本案は、人事院勧告に基づくものであります。小泉内閣の新自由主義に基づく構造改革の一環であり、その骨子は官から民、規制緩和万能論、小さな政府論であります。その手法は、国民の中に、分断路線を持ち込むことによって、公務員労働者と民間労働者、現役世代と高齢者、専業主婦と働く女性、自営業者と労働者などの対立をおおやり方です。民間に比べ、公務員が相対的に恵まれていることは事実であり、人員の削減や給与の引き下げを求める市民の気持ちや感情も理解できません。官民格差の是正は当然であり、低賃金にあえぐ民間労働者の賃金こそ引き上げなければなりません。

しかしながら、本議案は、職員の人件費を5年間で5億1,560万円削減するものであり、職員の家計に及ぼす影響や賃下げ競争の悪循環と購買力低下による地域経済の地盤低下をもたらすものであり、反対します。

次は、45号、ひとり親家庭の医療助成についてであります。

これまで、母子家庭は、親も子どもも医療費が全額助成されていましたが、新年度から県の制度改正に伴い、県の言いなりに、入院時食事療養費を助成対象から除外し、自己負担に改悪する。そのうえ、これまで20歳未満の児童を監護している母親が対象だったものを18歳までに引き下げようとするものです。母子家庭及び父子家庭は、経済的、社会的に困難な状況です。これまでどおり完全無料化を継続すべきであり、負担増の条例に反対です。

最後は、48号、重度心身障がい者の医療助成についてであります。

これも県の要綱改定に伴い、県言いなりに、重度心身障がい者の医療をこれまで全額助成していたものを、入院時食事療養費を助成対象から除外し、自己負担に改悪しようとする条例改定案であります。

県の試算では、この改悪により、年間、全県で6億2,600万円患者の負担増になります。私は先の一般質問で、ひとり親家庭と、重度心身障がい者の医療助成制度の改悪をしないよう、市長は県に要請すべきだと。どうしても県が聞き入れない場合には、市独自で助成措置を講じて、何とか無料化の継続をするよう要求してきました。しかし市長は、市民の要求に応える意思なし、弱者に冷たい態度を露呈しました。このような市民無視の姿勢は、絶対に許されません。

よって、今議案、各議案に反対し、討論を終わります。皆様のご賛同をお願いいたします。

49は前のときに、最初に言ってる。一緒に。
○議長（近藤準三郎君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 24番近藤今朝則でございます。

私は、予算審査特別委員長報告の第1号議案、平成18年度本市一般会計予算並びに総務委員長報告の第38号議案、本市職員の給与に関する条例の一部改正及び第39号議案、本市職員の給料の特例に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

賛成の理由として、まずは、第1号議案については、予算審査特別委員長報告のとおり、予算審査特別委員会は、全員の構成であり、しかも審査の経過及び結果については、申し上げるまでもなく、提案理由説明のとおりであり、質疑者も1人、また、反対討論も質疑をした委員のみの反対意思の表明にとどまる中で、賛成多数で可決されてきたことを踏まえ、当該議決予算の忠実な執行に努めるべきであります。

さらに、当該予算に関連する第38号議案及び第39号議案についても、総務委員長報告のとおり、第38号議案については、提案理由の説明のとおり、国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、あくまでも労使間の協調による団体交渉の妥結の結果に基づく提案であり、また、第39号議案についても、提案理由説明のとおり、本市の財政状況を勘案し、財政健全化のための行革改革の取り組みの一環として、これも第38号議案同様に、市職労との団体交渉の円満な妥結の結果に基づく提案であると認め、むしろこの際は、何よりも今般の本市行財政大綱及び実施計画案に対する全市挙げての取り組みの中で、市職員であり、市職労としての深い理解と協力の下、まさに、今こそ地方分権時代における自助、互助、公助の連携の下、地方自治の本旨に基づき、全職員を挙げて自治体行政の厳しい難局を乗り切っていく、悲壮な努力にほかならず、ここに改めて、深甚の敬意と謝意を表するとともに、反面、本改革実施期間を問わず、もっとも早い時期に、要は当然ながらも、地方公務員法に準拠し、実質的な職務内容と度合いに応ずる職務給の原則及び均衡の原則に適合するよう、当該給与条例の適切な運用、執行に努めることこそが、都市格差のない行政組織の確立に向けての指標であるだけでなく、現実の問題としても、地方公務員の給与水準の県内各市のラスパイレズ指数、言うなれば国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準の中でも、もちろん100以下の最低に近いランクにあたる本市の職員給与体系の上からも、早急に行政組織の改善を図るべき当該条例等の整

備に努めるべきであり、ここに賛成討論をするものであります。

なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(○40番(大石忠昭君) 議長、議事進行について。)

○議長(近藤準三郎君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 議事進行について発言いたします。

最終日の討論は、いついつまでに討論の通告書を提出しなさいと言われて、私は、これまでずっと通告してきたつもりなんですけれども、今日、ある議員から、通告時間に間に合わなかったので通告できなかったと。残念だという声を聞いたんですけれども、先程、議会運営委員長が討論しましたけれども、議会運営委員長からは、賛成討論の通告があったんでしょうか。なくてもやれるんならば、あとの議員にも討論させていただきたいと思うんですけれども、おはかりをお願いいたします。

○議長(近藤準三郎君) ほかに討論はありませんか。

申し出があれば許します。

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第1号議案及び第2号議案、第4号議案、第34号議案及び第35号議案、第38号議案及び第39号議案、第45号議案、第48号議案及び第49号議案を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第1号議案及び第2号議案、第4号議案、第34号議案及び第35号議案、第38号議案及び第39号議案、第45号議案、第48号議案及び第49号議案を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第1号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第2号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第4号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第34号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第34号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第35号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第35号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第38号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第38号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第39号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第39号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり、

3月20日

決定をいたしました。

次に、反対のありました第45号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第45号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第48号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第48号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第49号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第49号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり、決定をいたしました。

○議長(近藤準三郎君) 日程第2、議案第1号を議題といたします。

○議長(近藤準三郎君) 提案理由の説明を求めます。

24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 議会運営委員長の近藤でございます。提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「豊後高田市議会委員会条例の一部改正について」は、行政組織の変更等に伴い先程議決されました、「行政組織条例の一部を改正する条例」及び議員定数の1名減により、社会文教委員会及び産業建設委員会に係る所管事項等の一部を改正するものです。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われることから、社会文教、産業建設両委員会の委員、正副委員長及び継続審査事件について、新条例の委員会に引き継がせるよう、経過措置を設けております。

以上本議案については、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長(近藤準三郎君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤準三郎君) 日程第3、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括して議題といたします。

○議長(近藤準三郎君) 提案理由の説明を求めます。

24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 議会運営委員長の近藤でございます。提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第1号、「道路特定財源の確保等に関する意見書」についてです。

国民共有の財産である道路は、人や物資の流れに大きな役割を果たす最も基本的な社会資本であり、文化や歴史が行き交うコミュニケーションの場として、その整備は国民が等しく熱望するものです。

特に、地方においては、都市部に比較して道路等の交通体系は不十分なものであり、その整備は計画的かつ着実に推進されなければなりません。

しかし、政府においては、公共事業の抑制に加え、道路整備に用途が限定されている「道路特定財源」の用途転用や一般財源化の方向が決定される等地域における道路整備に大きく影響を与えかねないものとなっております。

今回の意見書提出は、以上の状況を踏まえ、「道路特定財源」を全て道路整備に充当し、今後も道路整備を着実に推進するよう、政府に対し要望するため提案しました。

以上、何卒慎重審議の上、ご協賛下さいますようお願い申し上げます。

○議長(近藤準三郎君) 12番吉高彰生君。

○12番(吉高彰生君) では、提案理由の説明をいたします。提案者吉高彰生です。

意見書案第2号、「義務教育費国庫負担制度の

堅持と学校現場に必要な教職員の人員・人材確保を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

地方分権にともなう地方への財源移譲にからんで『義務教育費国庫負担制度』が問題となりました。この制度は昭和27年から今日まで小中学校の義務教育については国の責任において、国が2分の1を負担してまいりました。ところが『三位一体改革』により、この制度を廃止し一般財源化するという方針でありましたが、全国ほとんどの地方議会からの制度堅持の意見書の提出、さらには中央教育審議会でも、今までどおりこの制度の必要性を認めた答申がなされました。

しかしながら、政府はこの制度は認めましたが、2分の1から3分の1の負担になりました。このことにより大分県では、地方交付税が減額される厳しい状況下に、3分の2を措置しなければなりません。

そこで従前どおりの2分の1の国庫負担にするよう、要望するものであります。

次に、少人数学級編成、チームティーチング等、地域の実情に応じた、きめ細かな教育の取り組みをするために必要な教職員の人員・人材を前年度より以上の確保をされますよう、要望いたします。

以上、本意見書案について、ご協賛下さいますようお願い申し上げます。

○議長(近藤準三郎君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 意見書第1号について質疑をいたします。

いま縷々説明がありましたけれども、この道路特定財源を一般財源化するんじゃなくて、すべて道路整備に充当するよということが大きな趣旨のように聞こえましたけれども、新豊後高田市で、一般財源化じゃなくてこれをすべて道路整備に充当させるよということになれば、何か主要地方道路や生活道路について、市内で何か特別に影響を及ぼすよというふうに見えるのか。その辺ちょっと、これ一般論であって、影響ないんじゃないかと思うんですけども、その辺どうなのか。どういう趣旨で、豊後高田市にとってはどう影響を及ぼすかという説明してもらいたいんですけども。

れども。

○議長(近藤準三郎君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 40番議員のご質疑にお答えいたしたいと思います。

議員ご承知のように、この道路特定財源につきましては、新市議会になりましてもおそらく3回目の意見書提出とっております。特に今回のものは、お手元にお配りしてあります2項目にわたるですね、項目でございまして、あくまでも、過疎化の進行が進んでおる本市にとりましては、県下の中でも他市がしなくても、豊後高田市は、ぜひ国に市民の声をですね、反映いたしたいということで提案申し上げたわけでございます。ご理解あるご協力をお願い申し上げます。

○議長(近藤準三郎君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) いま答弁聞いておりましたけれども、私の質問の趣旨に答えてないんじゃないかなあと。他な議員の皆さんはご理解できたんでしょかね。私は理解できなかったんですけども。何回意見書出したかなどを聞いたんじゃないんです。いま、小泉首相までが、この一般財源化しないとおかしいと言いつたわけよね。これもうちちょっと時期が遅きに失してるような感じを受けるんですけどね。しかし毎回毎回これを提出してるんだけど、実際にこの新豊後高田市においてね、これが可決することにおいて、影響を及ぼすんですかということを知ってるんですよ。何か主要道路についても、生活道路についてもこれが通れば有利な点があるんですか。それあるんならどういふことがあるか、私理解できないのでね、そうじゃなくて、何かその、道路整備公園とかね、あるいは高速道路などの建設に使われるのが主であつてもね、一般地方には影響しないんじゃないかと思うのでね、聞いてるんですよ。説明してください。

○議長(近藤準三郎君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 40番の大石議員にお答えいたしたいと思いますが、今回のこの意見書案は議運の委員長として提案するのはですね、執行部、いわゆる議員ご承知のとおりですね、先例集がございまして、意見書案の取り扱いについての先例集がございまして、市長よりの依頼分あるいは議員依頼分につきましてはですね、議会運営委員長が提案するよということになってまして、議会運営委員全員の方のご賛同いただきまして、提案申し上げた内容の2項目に限って、その以外のいまご質疑はですね、先程申し上げたとおりであります。高田市として必要であるから提案するよということでありまして、それ以上のことはご理解いただきたいと思います。

○議長(近藤準三郎君) ほかに質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

3月20日

○40番(大石忠昭君) 何か整理してくださいち言うけど、何かえ、それは、何を整理するんかえ。

議長から発言の許可をいただきましたので、もう一度質疑いたします。

何か、その、議連の委員長やから云々とね、市長から要請があって云々と、そういうことを私聞いたんでは全然ないんです。これ縷々述べられましたけれども、項目としては、2つのことなんですよね。それも理解できてるんです。何を主張しようかということとは理解してるんです。そのことはですね、私が聞いているのは、これをやれば、新豊後高田市の主要地方道路や生活道路なり影響が出るんかなあと、恩恵があるんかなあちゅうことを聞いているんですよ。

そうじゃなくて、私の理解はそうじゃなくて、まあ高速道路だとかね、いま全国で無駄な公共事業として批判を浴びてるその財源に充てられる、あるいは大きな借金をしてるから、その借金に充てられるためなかなかその一般財源化に反対してるわけですね、一部の方が。それに手を貸すことになるんであって、実際には、新豊後高田市についての生活道路、我々がほしがってる生活道路の予算などに特別に影響ないんじゃないんですか。そのことを聞いているんです。あるんならば、具体的にこういうことなんだという説明をしようということなんです。説明できてないじゃないですか。

○議長(近藤準三郎君) 24番近藤今朝則君。
○24番(近藤今朝則君) 40番議員の3回目の質疑ですね、何回申し上げてもですね、私としては、これは意見書案にある内容の項目2項目に限って、あとはですね、執行上の問題については、これから先のことであって、私からは答弁の限りでないと思います。

○議長(近藤準三郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。私は、意見書案第1号に反対討論を行います。

日本共産党は、国道はもとより、主要地方道路の整備、特に、生活道路の改善などは当然であり、これまでも推進する立場で意見を述べてまいりました。しかしながら、いま問題になっております揮発油税など、この本税、約5兆円の用途は、採算の見通しが立たないために、民営化した道路公団の建設、道路公団が建設できない高速道路への税金投入であり、また、膨大な需要を見込んで建

設を強行した本州四国連絡橋公団の借金を返済するために投入されてきたものであります。毎年、国民が揮発油税などの名目で税金取られておりますけれども、この税金の一般財源化に反対するということは、莫大な税金をこの無限に道路を造るために使わなければならないという理屈になります。

ご承知のように、小泉内閣も世論と経営状況を反映して、一般財源化をしようという動きを示しております。これは遅きに失すると私どもは感じています。わが党は、この道路特定財源を一般財源化することによって、道路問題の予算の可否を審議する仕組みを作って、無駄な高速道路や採算性困難な道路についての建設の見直しをします。そして国民本位の道路建設をすることを求めておりますので、今回この意見書には反対するものであります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長(近藤準三郎君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近藤準三郎君) 起立多数であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時53分 再開

○議長(近藤準三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は、一身上の都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

おはかりいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたしま

す。

本件は、地方自治法第117条の除斥の対象事件であります。

よって退席し、これより副議長と交替いたします。

(議長近藤準三郎君退席)

(副議長益戸政吉君議長席に着席)

○副議長(益戸政吉君) 議長の職務を行います。

事務局長から議長辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(佐藤良雄君) 辞職願

この度、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう願います。

豊後高田市議会副議長 益戸政吉殿

豊後高田市議会議長 近藤準三郎

以上でございます。

○副議長(益戸政吉君) おはかりいたします。

近藤準三郎君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(益戸政吉君) ご異議なしと認めます。

よって、近藤準三郎君の議長辞職を許可することに決しました。

近藤準三郎君の入場を許します。

(28番近藤準三郎君入場)

○副議長(益戸政吉君) 前議長近藤準三郎君から発言を求められておりますので、発言を許します。

○28番(近藤準三郎君) ただ今、副議長の方から許可をいただきましたので、一言御礼のことは申し上げます。

議員各位の皆様方には、議長就任以来、ご支援とご協力をいただきまして、この1年間、自分なりに議会の発展のために尽力を傾注してまいりましたが、各種の議会運営を進める面からも、多くのまずい点もたくさんあったことと思います。しかしながら、議員の皆様方を始め、市長さんを始め、助役さん、教育長さん、さらには、管理職の皆様方のご指導とご協力をいただき、議長としての責務を遂行することができましたことに対しまして、心から感謝と御礼をさせていただきます。

甚だ簡単ではございますが、議長辞任の御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長(益戸政吉君) ただ今、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(益戸政吉君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程

第2として、選挙を行うことに決しました。

○副議長(益戸政吉君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(益戸政吉君) ただ今の出席議員は39名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(益戸政吉君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○副議長(益戸政吉君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(益戸政吉君) 異状なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

○書記(近藤浩二君) それではお名前を申し上げますので、順次投票願います。

1番 成重博文議員、2番 安達 隆議員、3番 尾上真一議員、5番 岡部心介議員、6番 山田秀夫議員、7番 松本博彰議員、8番 中山田健晴議員、9番 河野徳久議員、10番 明石光子議員、11番 村上和人議員、12番 吉高彰生議員、13番 安長袈裟雄議員、14番 小野國廣議員、15番 鷲海政幸議員、16番 近藤安夫議員、17番 後藤龍太郎議員、18番 安東正洋議員、19番 北崎安行議員、20番 川原直記議員、21番 河野正春議員、22番 山本博文議員、23番 進藤国臣議員、24番 近藤今朝則議員、25番 井上 優議員、26番 菅健雄議員、28番 近藤準三郎議員、29番 後藤 等議員、30番 相部法生議員、31番 酒井貞生議員、32番 堂園慶吾議員、34番 南浴利雄議員、35番 徳永 浄議員、37番 野上一郎議員、38番 井ノ口政之議員、39番 木村修一議員、40番 大石忠昭議員、41番 岩本 武議員、42番 瀬口孫次議員、36番 益戸政吉議員。

(各議員投票)

○副議長(益戸政吉君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○副議長(益戸政吉君) 投票漏れなしと認めます。

3月20日

投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(益戸政吉君) 開票を行います。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番成重博文君、2番安達 隆君、11番村上和人君を指名いたします。

よって、3名の方は立会いを願います。

(開票)

○副議長(益戸政吉君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数39票

これは先程の出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票 35票

無効投票 4票

有効投票中、

菅 健雄君 32票

安達 隆君 2票

大石忠昭君 1票

で、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は9票であります。

よって、菅 健雄君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました菅 健雄君が、議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選した旨告知いたします。

菅 健雄君に議長当選承諾及び挨拶を願います。

菅 健雄君。

○26番(菅 健雄君) 真友クラブの菅でございます。このたびの議長選出にあたりまして、多くの議員の方々のご支持をいただきまして、議長の要職を拝命することができました。衷心より御礼を申し上げる次第でございます。今は、議長の要責を拝命いたしまして、私自身身に余る光栄に存じますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いがいたしております。

私は、もとより浅学非才で力不足の身ではございますが、要職を拝命したからには、全身全霊を尽くしてその職責を全うする覚悟でございますので、議員各位には、どうか今後ともご支援ご協力のほどお願いいたしまして、大変簡単ではございますが、私のご挨拶といたします。

(拍手)

○副議長(益戸政吉君) それでは菅 健雄議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

(副議長益戸政吉君退席)

(議長菅 健雄君議長席に着席)

○議長(菅 健雄君) それではしばらく休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

午後 0時28分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、副議長益戸政吉君から副議長の辞職願が提出されております。

おはかりいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

○議長(菅 健雄君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により益戸政吉君の退席を求めます。

(副議長益戸政吉君退席)

○議長(菅 健雄君) 事務局長から副議長辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(佐藤良雄君) 辞職願

この度、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるよう願います。

豊後高田市議会議長 菅 健雄殿

豊後高田市副議長 益戸政吉

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

益戸政吉君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、益戸政吉君の副議長辞職を許可することに決しました。

益戸政吉君の入場を許します。

(36番益戸政吉君入場)

○議長(菅 健雄君) 前副議長益戸政吉君から発言を求められておりますので、発言を許可します。

○36番(益戸政吉君) 益戸でございます。辞職にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思っております。

昨年、新市になりまして、議員各位の皆さんから、副議長という重責をいただきまして誠にありがとうございました。この1年間を通して、議長の足も引っ張ったかなあと思うところもあります。反省するべきでございます。これから一議員として、市政発展のためにご尽力を尽くす覚悟でございますので、どうかよろしく願います。

(拍手)

○議長(菅 健雄君) ただ今、副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4と

して選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(菅 健雄君) ただ今の出席議員は39名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(菅 健雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○議長(菅 健雄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(菅 健雄君) 異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

○書記(近藤浩二君) それではお名前を申し上げますので、順次投票願います。

1番 成重博文議員、2番 安達 隆議員、3番 尾上真一議員、5番 岡部心介議員、6番 山田秀夫議員、7番 松本博彰議員、8番 中山田健晴議員、9番 河野徳久議員、10番 明石光子議員、11番 村上和人議員、12番 吉高彰生議員、13番 安長袈裟雄議員、14番 小野國廣議員、15番 駕海政幸議員、16番 近藤安夫議員、17番 後藤龍太郎議員、18番 安東正洋議員、19番 北崎安行議員、20番 川原直記議員、21番 河野正春議員、22番 山本博文議員、23番 進藤国臣議員、24番 近藤今朝則議員、25番 井上 優議員、28番 近藤準三郎議員、29番 後藤 等議員、30番 相部法生議員、31番 酒井貞生議員、32番 堂園慶吾議員、34番 南浴利雄議員、35番 徳永 浄議員、36番 益戸政吉議員、37番 野上一郎議員、38番 井ノ口政之議員、39番 木村修一議員、40番 大石忠昭議員、41番 岩本 武議員、42番 瀬口孫次議員、26番 菅健雄議員。

(各議員投票)

○議長(菅 健雄君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○議長(菅 健雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(菅 健雄君) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番尾上真一君、17番後藤龍太郎君、20番川原直記君を指名いたします。

よって、3名の方の立会いを願います。

(開票)

○議長(菅 健雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数39票

これは先程の出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票 38票

無効投票 1票

有効投票中、

河野徳久君 33票

大石忠昭君 4票

進藤国臣君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は10票であります。

よって、河野徳久君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました河野徳久君が、議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選した旨告知いたします。

河野徳久君に副議長当選承諾及び挨拶を願います。

河野徳久君。

○9番(河野徳久君) 一言ご挨拶を申し上げます。このたびの選挙において本市の副議長に選ばれたことは、誠に光栄に存じますし、また、同時に、責任を痛感いたしております。浅学非才の私には、副議長の要職を務めることに危惧される点もありますが、地方自治法によりますと、副議長は、議長の補佐役ではなく代理ということになっておりますが、菅議長にならい、議会の円満な運営に誠心誠意努力する所存であります。

議員各位のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、簡単措辞ではございますが、副議長就任のご挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(菅 健雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午後0時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

3月20日

豊後高田市議会議長 菅 健雄

” 近藤準三郎

豊後高田市議会副議長 益戸 政吉

豊後高田市議会議員 安長袈裟雄

” 小野 國廣